

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当る日は、  
日ごと、  
翌日)

## ◇ 条 例

### 目 次

- 罰金等臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 鳥取県教育研修センター設置条例
- 鳥取県みつばち転飼条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 敬老年金助成条例の一部を改正する条例
- 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例
- 公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例
- 鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察証明書交付手数料条例の一部を改正する条例

罰金等臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第五号

罰金等臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第一条 鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十条各号列記以外の部分中「五千円以下」を「八千円以下」に改める。

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

第二条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「三千円以下」を「八千円以下」に改める。

(鳥取県立自然公園条例の一部改正)

第三条 鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「五千円以下」を「八千円以下」に改める。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第四条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十七年三月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「五千円以下」を「八千円以下」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第五条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条各号列記以外の部分中「五千円以下」を「八千円以下」に改める。

(鳥取県子牛生産検査条例の一部改正)

第六条 鳥取県子牛生産検査条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「二千円以下」を「八千円以下」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十八年七月一日から施行する。

鳥取県教育研修センター設置条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県教育研修センター設置条例

(設置)

第一条 本県における教育の充実とその振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき、鳥取県教育研修センター(以下「研修センター」という。)を鳥取市に設置する。

(職員)

第二条 研修センターに、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(鳥取県教育研究所設置条例の廃止)

2 鳥取県教育研究所設置条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第四十号)は、廃止する。

鳥取県みつばち転飼条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県みつばち転飼条例

鳥取県蜜蜂転飼条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第七号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、養ほう振興法(昭和三十年法律第八十号)第四条第三項の規定に基づき、県内におけるみつばちの転飼の規制に関し必要な事項を定め、もつて養ほうの健全な発展に資することを目的とする。

(転飼の許可)

第二条 県内においてみつばちを転飼しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、次の各号の一に該当するときは、前項の許可をしないことができる。

一 みつばちの群(以下「ほう群」という。)の数が転飼しようとする地区のみつ源に対して過剰であると認められるとき。

二 人畜に被害を及ぼすおそれがあると認められるとき。

三 その他規則で定めるとき。

3 知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、鳥取農業会議の意見をきかなければならない。

4 第一項の許可には、転飼の場所、ほう群の数その他の事項について必要な条件を附することができる。

(許可証の交付等)

第三条 知事は、前条第一項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 前条第一項の許可を受けた者(以下「転飼者」という。)は、当該転飼をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

(許可手数料)

第四条 転飼者は、転飼の場所一箇所につき三百円の範囲内において一ほう群につき十円の許可手数料を納めなければならない。

(措置命令)

第五条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、転飼者に対し、みつばちの撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収等)

第六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、転飼者に対し、転飼の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、転飼の場所その他関係のある場所に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可の取消し)

第七条 知事は、転飼者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取

り消すことができる。

- 一 詐偽その他不正の行為により第二条第一項の許可を受けたとき。
- 二 第二条第四項の条件に違反したとき。
- 三 第五条の規定による命令に従わなかつたとき。

(規則への委任)

第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は料料に処する。

- 一 第二条第一項の規定に違反した者
- 二 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の鳥取県蜜蜂飼養条例の規定によつてした処分又は手続は、改正後の鳥取県みつばち飼養条例の相当規定によつてした処分又は手続とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、七八四人」を「三、八八三人」に、「三、三一七人」を「三、三八二人」に、「四六七人」を「五〇一人」に改め、同項第五号中「一八八人」を「二〇六人」に改め、同項第九号中「九四人」を「九一人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三

十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 医療用放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当

第二条第十三号を次のように改める。

十三 種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当

第二条に次の一号を加える。

四十五 工業用放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当

第九条の見出しを「(医療用放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当)」に改め、同条第一項中「放射線取扱作業従事職員」を「医療用放射線取扱作業従事職員」に、「放射線取扱作業」を「医療用放射線取扱作業」に改める。

第十二条第二項中「九万円」を「十一万円」に、「八万円」を「十万円」に改める。

第十八条の二の見出しを「(種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当)」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第二項中「百五十円」を「二百円」に改める。

種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、種畜場に勤務する職員が種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取若しくはこれらの作業の準備のため種雄牛馬を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したときに支給する。

第二十八条第二項及び第二十九条第二項中「百三十円」を「二百円」に改める。

第三十六条第二項中「八十円」を「百円」に改める。

第四十一条第二項中「三千五百円」を「四千二百円」に改める。

第四十六条第二項中「百五十円」を「二百円」に改める。

第五十三条を第五十四条とし、第五十二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

(工業用放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

第五十二条 工業用放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、工業試験場に勤務する職員がエックス線その他の放射線を金属に対して照射する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき百円とする。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十四條の二第一項の規定に基づき、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する社会福祉事業を行なうため県が設置する施設（以下「鳥取県立社会福祉施設」という。）の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

第二条の表中

母子福祉センター	鳥取県立母子福祉センター	米子市
----------	--------------	-----

を

母子福祉センター	鳥取県立母子福祉センター	米子市
精神薄弱者通動寮	鳥取県立境港通動寮	境港市

に改

める。

第五条の次に次の一条を加える。

(鳥取県立境港通動寮における使用料の徴収)

第五条の二 鳥取県立境港通動寮の利用については、利用者の経済的事情に応じて月額六千円の範囲内において、規則で定める額の使用料を徴収する。

第六条の八の次に次の一条を加える。

(鳥取県立境港通動寮の管理の委託)

第六条の九 知事は、鳥取県立境港通動寮の施設設備の保全及び利用者の自活に関する事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託する。

別表第三中「二五、六〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「二六、六〇〇円」を「二九、八〇〇円」

に、「四五五円」を「五〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(鳥取県立岩井長者寮の在寮者に対する配慮)

2 この条例の施行の際現に鳥取県立岩井長者寮を利用している者に係る使用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないように措置するものとする。

敬老年金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

敬老年金助成条例の一部を改正する条例

敬老年金助成条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「扶養義務者の所得を理由として」を削る。

附 則

この条例は、昭和四十八年五月一日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県条例第十二号**

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表の五の項中10を11とし、9の次に次のように加える。

10 悪臭測定 “ 千五百円

別表中十四の項を十五の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十四 その他の試験又は検査 そのつ度知事が定める額

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県条例第十三号**

ふぐの取扱等に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの取扱等に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号）の

一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「五百円」を「千五百円」に改め、同条第四号中「百円」を「二百円」に改め、同条第五号及び第六号中「五十円」を「百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県条例第十四号**

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は仲裁に係る申請手数料」を「若しくは仲裁の申請又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てに係る手数料」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の見出し中「申請手数料」を「手数料」に改め、同条中「又は仲裁の申請」を「若しくは仲裁の申請又は法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立て」に、「申請手数料」を「手数料」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第一項中「申請手数料の額は、一件につき、次の表のとおり」を「手数料の額は、別表の上欄の申請又は申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「前項の」を「別表において手数料の額の算出の基礎とされている」に改め、「申請」の下に「又は参加の申立て」を加え、同条第三項中「第八条」を「第六条」に、「申請手数料の額と既に納付した申請手数料の額との差額に相当する額の申請手数料」を「手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額の手数料」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(鑑定料)

第三条 鑑定人に支給する鑑定料の額は、当該鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して知事が別に定める額とし、その支給方法は、規則で定めるところによる。  
附則の次に次の別表を加える。

別表

項	上	下
		調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 調停を求める事項の価額が五十万円まで 五百円 (二) 調停を求める事項の価額が五十万円をこえ五百万円までの部分

一	二	三
調停の申請  その価額一万円までごとに七円 (一) 調停を求める事項の価額が五百万円をこえ五千万円までの部分 その価額一万円までごとに六円 (二) 調停を求める事項の価額が五千万円をこえる部分 その価額一万円までごとに五円	仲裁の申請  仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 仲裁を求める事項の価額が五十万円まで 千円 (二) 仲裁を求める事項の価額が五十万円をこえ五百万円までの部分 その価額一万円までごとに二十円 (三) 仲裁を求める事項の価額が五百万円をこえ五千万円までの部分 その価額一万円までごとに十五円 (四) 仲裁を求める事項の価額が五千万円をこえる部分 その価額一万円までごとに十円	法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立て  一の項により算出して得た額



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

鳥取県農林団体組織整備助成条例の一部を改正する条例

鳥取県農林団体組織整備助成条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の業務」を削る。

第三条を次のように改める。

（利用の許可）

第三条 市場において、水産物の卸売若しくは荷さばきをしようとする者又は給水施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

別表中

水産物の荷さばきのための利用

- 1 生鮮水産物  
一箱又は二〇キログラムにつき四  
円五十銭の割合で算出した額
- 2 加工水産物  
二〇キログラムにつき十五円の割  
合で算出した額

を

水産物の荷さばきのための利用

- 1 生鮮水産物  
一箱又は二十キログラムにつき四  
円五十銭の割合で算出した額
- 2 加工水産物  
二十キログラムにつき十五円の割  
合で算出した額

に改める。

給水施設の利用

給水量一立方メートルにつき七十円の割合で算出した額

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「別表」を「別表第一」に改める。

第二十八条を第二十九条とし、第二十六条及び第二十七条を一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

(管理の委託)

第二十六条 知事は、別表第二の上欄に掲げる県営住宅(共同施設を含む。)の施設設備の保全及び入居者の決定に関する事務をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に委託する。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二

団 地 名	委託先
美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二及び智露港	鳥取市
宇倍野第一及び宇倍野第二	国府町
網代港第一、網代港第二及び田後港	岩美町
国中	郡家町
隼	船岡町
西郷	河原町
八東	八東町
智頭第一及び智頭第二	智頭町
宝木	気高町
三明寺及び高城	倉吉市
泊港	泊村
東郷	東郷町
栄	大栄町
東伯第一、東伯第二、浦安第一及び浦安第二	東伯町

成美第一、成美第二及び赤碓港	赤碓町
陰田第一及び陰田第二	米子市
境港第一及び境港第二	境港市
手間	会見町
庄内	名和町

附 則  
この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県条例第十八号**

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥  
取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第二号中「十二万円以下」を「十四万三千元以  
下」に改める。

別表中 上福原第二特別県営住宅 米子市上福原 一九 一三、六〇〇円 を

上福原第二特別県営住宅	米子市上福原	一九	一三、六〇〇円
越殿特別県営住宅	倉吉市越殿町	一六	一三、九〇〇円

に改める。

附 則

この条例中、第四条第三項及び第五条第二号の改正規定は公布の日から、  
別表の改正規定は昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県条例第十九号**

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
る条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月  
鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中

鳥取県営選手合宿所 倉吉市

を

鳥取県営プール  
鳥取県営選手合宿

所	鳥取市
倉吉市	

に改める。

附則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部改正)

第一条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「三十三円」を「七十三円」に、「一人については、二十円」を「二人までについては、それぞれ二十円(学校医等に第一号に掲げる者が不在の場合にあつては、そのうち一人については、四十六円)とする。」に改める。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第四号中「状態をいう。」の下に「次条及び第十三条において同じ。」を加える。

第十二条第一項を次のように改める。

遺族補償年金の額は、一年につき、補償基礎額に三百六十五を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 一人 百分の三十(五十五歳以上の妻又は廢疾の状態にある妻にあつては百分の四十、五十歳以上五十五歳未満の妻(廢疾の状態にある妻を除く。)にあつては百分の三十五)

二 二人 百分の四十五

三 三人 百分の五十

四 四人 百分の五十五

五 五人以上 百分の六十

第十二条に次の一項を加える。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

一 五十歳又は五十五歳に達したとき(廢疾の状態にあるときを除く。)

二 廢疾の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以

上であるときを除く。)  
 第十三条第一項第五号及び第六号中「第十一条第一項第四号に定める」を削る。

別表第一中

七七五円	一、〇七八円	一、四四五円	一、八
五五三円	七四〇円	一、〇〇七円	一、三

六〇円	二、二四〇円	二、五二〇円	一、四二〇円	一、九二
一五円	一、六一八円	一、八七七円	一、〇一三円	一、二九

五円	二、四六五円	三、〇五八円	三、六四三円	四、一一八円
〇円	一、六四八円	二、〇七五円	二、五三〇円	二、八九三円

に改める。

別表第二倍数の欄中「二四〇」を「二八〇」に、「二二三」を「二四八」に、「二八八」を「二一九」に、「一六四」を「一九一」に、「一四二」を「一六五」に、「二二〇」を「二四〇」に、「二〇〇」を「一七」に改め、同表第九級の項身体障害の欄に次の二号を加える。

- 一三 精神に障害を残り、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
- 一四 神経系統の機能に障害を残り、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を

改正する条例の一部改正)

第二条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「五年以内」を「十年以内」に改め、同条第三項中「新条例」を「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十八年三月鳥取県条例第二十九号)第一条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)」に改める。

附則第五条中「新条例」を「改正後の条例」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例第四条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び別表第一の規定は昭和四十六年五月一日から、その他の規定は昭和四十七年十月三十日から適用する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「九〇五人」を「九二五人」に、「三二人」を「三三人」に、「五九人」を「六〇人」に、「二九三人」を「三一七人」に、「五二一人」を「五一五人」に改め、同項第二号中「二二一人」を「二二九人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特務勤務手当に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号を第十三号とし、第十号及び第十一号を一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「交通取締その他の」を削り、同号を同項第十号とし、同項中第七号及び第八号を一号ずつ繰り下げ、第六号を削り、第

五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

- 四 自動車の運転免許技能試験作業
- 五 交通取締作業

第三条第二項中「第八号、第九号及び第十一号」を「第九号、第十号及び第十二号」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 前条第一項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において人事委員会規則で定める。

- 一 前条第一項第一号又は第五号に掲げる作業 勤務一月につき三千八百円又は勤務一日につき百円
- 二 前条第一項第二号に掲げる作業 勤務一月につき二千元
- 三 前条第一項第三号又は第四号に掲げる作業 勤務一月につき二千五百円
- 四 前条第一項第六号から第十三号までに掲げる作業 勤務一日につき二百五十円

第四条の次に次の一条を加える。  
第四条の二 第三条第一項第一号から第五号までに掲げる作業に係る月額

の作業手当の支給を受ける職員には、同項第一号、第五号、第六号又は第八号から第十三号までに掲げる作業に係る日額の作業手当は、支給しない。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

鳥取県警察証明書交付手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

鳥取県警察証明書交付手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察証明書交付手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中

自動車保管場所証明

一件につき

百円

を

自動車保管

場所証明

一件につき 三百円

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。